

第 7 回社会保障審議会医療部会 意見書

2009 年 2 月 26 日

東京 SP 研究会 代表 佐伯晴子

1. 届かない国民の声 住民不在の医療政策

憲法にうたわれる国民の基本的な権利を保障する社会保障としての医療が、どのように行われるべきかを審議するのが、この部会の任務だと承知している。医療はあくまで公共のサービスであり、サービスの受け手である国民が安心して健康的な生活を営むことを支えるのが医療提供側の任務である。その現状はどうか、それは向かうべき目標、現世代と次世代を含む国民の期待に沿っているかを見極め、必要な対策を検討するのがこの医療部会であり、税と保険料を集めた医療財源を医療提供側でどのように分配するかが保険部会であると承知していた。

しかしながら新しい会議や検討会の発足により、医療の理念を確認し現状を検証する任務をもつ医療部会は休会に近い形骸化をたどることになった。新しい会議で議論された内容は、当医療部会ですでに一般国民の立場から問題提起されたものばかりであった。なぜこの部会で同じ議論ができなかったのか、さらに今後この医療部会を存続させるのであれば、改めてこの部会の位置づけを明確に示す必要がある。この数年間の議論や医療法改正にあたって最も重要視した「国民の安心」はどのように実現されているか、医療部会では一般国民の立場からの意見や疑問を重視し、真摯に議論を重ねていただきたい。厚生労働省と医療提供側が議論の中心にいる限り、納税者・保険料納付者への説明責任を果たすことはできないだろう。生活者としての声をあげる一般国民の立場の委員（いわゆる有識者ではなく）が、この医療部会でいかに議論に積極的に参加できるか、あるいはそのような委員の意見をいかに歓迎できるかが、医療の持続可能性の鍵を握ると確信する。

2. 医療計画の法制化

死亡例が出て初めて動く、というのが医療安全・薬害・産科・救急の現状を見ての印象である。慌てて検討会が立ちあげられるものの、財源が明示されないため、結局具体的な動きにつながらない。これがいくつかの検討会を傍聴し、議事録を読んだ感想である。直接の被害者や犠牲者の無念さを思うと、いかにも歯がゆい。その土地に住む上で、公共サービスの医療の実態を細かく調査し、納付する税と保険料に見合う土地であるのかどうか判断する国民は極めて少ないだろう。しかしながら、最近の「中央公論」など各都道府県別の医療計画のデータが一部示され国民の関心が集まっている。住民の安心と納得の根拠が「医療計画」であり、そのもとに医療機関は連携して医療を提供する。医療計画策定にあたっては、住民が確実に参画し、計画実施の検証にもあたる。この流れを実現するためには、医療計画の実効性を担保する必要がある法制化を強く希望する。医療計画に基づく医療機関配置、医療職の人員配置、臨床研修や医療者教育でなければならない。医療計画は住民が納得して納税と保険料納付する根拠であり、皆保険堅持の最後の砦である。